

福祉医療費助成事業実施要綱

1 目的

福祉医療費助成事業は、高齢期移行者、重度障害者及び乳幼児等に係る医療費の一部を助成することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

3 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

(中略)

(3) 「乳幼児等」とは、市町の区域内に住所を有する9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。

(4) 「乳児」とは、市町の区域内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。

(5) 「幼児等」とは、市町の区域内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。

(6) 「乳児保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護する者をいう。

(7) 「幼児等保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で幼児等を現に監護する者をいう。

(中略)

(12) 「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である者をいう。

4 助成対象者

(1) この事業の助成の対象となる者は、高齢期移行者、重度障害者、乳児保

護者及び幼児等保護者とする。

ただし、高齢期移行者、重度障害者及び幼児等保護者にあつては、次表の右欄に掲げる要件を備えている者とする。

(中略)

幼児等保護者	幼児等保護者又は、幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない場合は、その幼児等の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその幼児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)の合計額が23万5千円未満であること。
--------	---

(2) (1) ただし書きの規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この事業の助成の対象とすることができるものとする。

(3) (1) に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。